

奈良県県民センター条例（昭和四十六年七月奈良県条例第三号）第十一条第二項及び奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）第二十条第二項に規定する奈良県西奈良県民センターの施設等及び大湊池公園の公園施設の利用料金の額で平成二十七年四月一日以降の利用に係るものを次のとおり承認しました。

平成二十七年三月三日

奈良県知事 荒井正吾

△奈良県西奈良県民センターの利用料金▽

一 施設の利用料金

施設の種類	四時間を超える場合	四時間以内の場合	備考 使用者が次のいずれかに該当するときは、利用料金は、本表に定める額の一・五倍の額とします。 1 入場料を徴するとき。 2 入場料に代わる会費を徴収する場合等入場料に相当する金額を徴収したと認められるとき。
ホール	八、九四〇円	五、〇四〇円	
第一集会室	三、九〇〇円	二、二六〇円	
第二集会室	一、九五〇円	一、一三〇円	
和室（A）	一、〇二〇円	六五〇円	
和室（B）	一、〇二〇円	六五〇円	
ピロティ	九七〇円	六一〇円	
運動場	九七〇円	六一〇円	

二 設備器具の利用料金

設備器具等の名称	四時間を超える場合	四時間以内の場合	備考

ピアノ	三、六〇〇円	二、一六〇円	県民センターの設備器具等以外の物の使用に伴い、電力等を使用したときは、実費相当額を徴収します。
音響装置	一、二三〇円	七二〇円	
ビデオデッキ	一、二三〇円	七二〇円	
キ			

△大淵池公園の利用料金▽

一 体育館の利用料金

種別	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午前九時から 午後五時まで	午後六時から 午後九時まで
床面積の三分 の一以下の使 用	九二〇円	一、二三〇円	二、〇五〇円	一、四九〇円
床面積の三分 の一を超え二 分の一以下の 使用	一、二三〇円	一、八五〇円	三、〇八〇円	二、二一〇円
床面積の二分 の一を超える 使用	二、四六〇円	三、七〇〇円	六、〇六〇円	四、四七〇円

注 入場料（これに類するものを含む。）を徴収する場合における利用料金は、この表に定める額の一・五倍に相当する額とします。

二 テニスコートの利用料金

種別	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午前九時から 午後五時まで	午後五時から 午後七時まで (六月十六日 から八月十五 日までの期間 に限る。)
一面	一、一三〇円	一、四四〇円	二、四六〇円	一時間につき 三七〇円

注 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日は、半日単位のみを利用を原則とし、コートに空きがある場合等により午前九時から午後五時までの利用を認めます。この場合の午前九時から午後五時までの利用料金は、表の規定にかかわらず、二、五七〇円とします。